

令和 2 年 4 月 8 日

大阪狭山市立小学校の
保護者の皆様へ

大阪狭山市教育委員会

「緊急事態宣言」を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の措置について

平素は本市の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

令和 2 年 4 月 7 日、内閣総理大臣から大阪府全域に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令されました。「緊急事態宣言」を踏まえた大阪府教育委員会からの要請に基づき、大阪狭山市立小学校における対応を、下記のとおりとさせていただきますので、ご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 臨時休業について

- ・令和 2 年 4 月 8 日(水)から 5 月 6 日(水)までの期間、小・中学校を臨時休業とします。

2. 臨時休業中の登校日について

- ・小・中学校における登校日は、当面の間実施しません。
- ・ただし、大阪の新型コロナウイルス感染状況や専門家の意見を踏まえ、必要に応じて今後の実施の可否を判断し、改めてお知らせします。

3. 教科書及び学習課題等の配付について

- ・小学校の新年度の教科書及び学習課題等は、近日中に各校で配付いたしますので、保護者の方が受け取りに来ていただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。(配付日程等の詳細は、別途各校の学校ホームページ等でお知らせいたします。また、大きめのカバンや袋をご用意ください。)
- ・なお、今後の感染状況等によっては、中止または延期になる可能性があります。

4. 新年度のクラス及び担任の発表について

- ・教科書等配付時に、各校で新年度のクラスを発表します。

5. 小学校における放課後児童会入会児童等への対応について

- ・放課後児童会は4月8日からの臨時休業中は午後1時から開設しますが、「緊急事態宣言」に基づく臨時休業の趣旨をふまえ、極力自宅で過ごすようにしてください。
- ・放課後児童会入会児童等のうち、特別な事情により、どうしても日中の自宅待機が困難な児童の学校での受け入れは、予定通り実施します。(午前8時30分から午後1時までの間。事前に学校にご相談いただいた児童が対象です。)

6. 5月7日以降の予定について

- ・5月7日以降の学校再開の可否については、改めてお知らせいたします。